

第 32 期  
東京都青少年問題協議会  
第 1 回拡大専門部会

令和 2 年 2 月 13 日（木）

都庁第一本庁北塔 42 階

「特別会議室 A」

午後1時30分開会

○若年支援課長 本日は、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。まもなく定刻でございますので、開会をさせていただきたいと存じます。

私、事務局をさせていただきます、若年支援課長、濱村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にして進行させていただきます。

それでは、ただいまから、東京都青少年問題協議会拡大専門部会を開催いたします。

本専門部会は、東京都青少年問題協議会総会の運営規定に準じ、原則公開となっております。議事録につきましても同様の扱いとなりますので、ご承知おきください。

次に、資料の確認をお願いしたいと存じます。資料につきましては、次第、名簿、お座席表、資料1から3までと、参考といたしまして「東京子供若者計画」、現行計画でございますが、こちらの冊子と、「子供・若者育成支援推進大綱」を置かせていただいております。

また、古賀副会長からご提供いただきました資料として、令和2年1月31日の都政新報に掲載されました古賀副会長の記事を置かせていただいております。不足等ございましたら事務局までお申し出いただければと存じます。

次に、本日ご出席の委員の紹介をさせていただきます。

まず、古賀正義副会長でございます。

○副会長 よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 続きまして、内山真吾委員でございます。

○内山委員 よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 つじの栄作委員でございます。

○つじの委員 よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 原のり子委員でございます。

○原委員 よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 西沢けいた委員でございます。

○西沢委員 よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 長友貴樹委員でございます。

○長友委員 よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 河野久忠委員でございます。

○河野委員 よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 小西暁和委員でございます。

○小西委員 よろしく願いいたします。

○若年支援課長 土井隆義委員でございます。

○土井委員 よろしく願いいたします。

○若年支援課長 堀有喜衣委員でございます。

○堀委員 よろしく願いいたします。

○若年支援課長 上沼紫野委員でございます。

○上沼委員 よろしく願いいたします。

○若年支援課長 木村光江委員でございます。

○木村委員 よろしく願いいたします。

○若年支援課長 茂呂絹枝委員でございます。

○茂呂委員 よろしく願いいたします。

○若年支援課長 吉田奨委員でございます。

○吉田委員 よろしく願いいたします。

○若年支援課長 なお、関係行政庁及び東京都の委員、幹事につきましては、名簿の卓上配付をもちまして紹介にかえさせていただきます。

それでは、ここからは古賀副会長に進行をお願いすることといたします。古賀副会長、よろしく願いいたします。

○副会長 よろしく願いいたします。着席で進めさせていただきます。

皆さん、こんにちは。第32期の青少年問題協議会の副会長をさせていただいております古賀でございます。

本日は、拡大専門部会ということで、大変お忙しい中を皆様にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

若者支援部会では、諮問事項であります「東京都子供・若者計画」の改定について、これまで5回にわたって集中的に審議を重ねてまいりました。

本日は、これまでの審議を踏まえて、若者支援部会として「東京都子供・若者計画」の改定の中間（案）を取りまとめましたので、他の委員の皆様にご報告し、ご意見をいただきたいと思っております。

初めに、若者支援部会におけるこれまでの審議経過等について、事務局のほうからご説明、

ご報告をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、資料1「東京都青少年問題協議会（若者支援部会）審議経過」、資料に沿いましてご説明を申し上げます。

まず、令和元年10月25日の東京都青少年問題協議会第1回総会におきまして、小池知事から「東京都子供・若者計画」の改定について諮問があり、専門部会として若者支援部会を設置してございまして、当日、第1回を開催しております。

若者支援部会には、委員の方々に加え、教育長、福祉保健局、産業労働局、警視庁からオブザーバーとしてご出席いただき、意見交換にも参加いただきました。また、それ以外の関係局につきましては、部会で出た意見等を情報提供させていただいております。

第1回では、各委員から現代の若者像について意見発表をいただいた後、第1章の「計画の策定に当たって」、第2章「計画の『理念』・『基本方針』」、それから、次期計画の構成などについて意見交換を行いました。

第2回以降は、第3章、第4章に関し、現行計画の内容と策定以降の主な取組、計画掲載事業の現在の状況、関連する主要なデータを参照いただきながら、ご検討をいただいております。

第2回では、この計画の中でも特に重要なパートである第3章「基本方針Ⅱ 困難を有する子供・若者やその家族への支援」について意見交換を行いました。

第3回では、今年度「子ども・若者総合相談センター」を設置いたしました二つの区から取組や課題について発表いただくとともに、取組を進める上での課題や都に対する要望についても率直にお伺いしたところです。

また、区にお伺いした内容を踏まえ、第4章「推進体制等の整備」について意見交換を行いました。

第4回では、主な関連計画でございます「子供・子育て支援総合計画」の検討を行ってございます「子供・子育て会議」での主な意見について事務局から紹介するとともに、「基本方針Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援」及び「基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備」について意見交換を行いました。

また、資料1の表にはございませんが、年始からは計画の改定に向け、これまでの部会での議論を踏まえ、委員の皆様方と文案の調整を重ねてまいりました。

あわせて、本年1月の「子供・若者支援協議会」において、現計画の進捗状況の報告、点

検を行い、さまざまな立場の支援機関の代表者からご意見をいただいております。こちらについても部会の委員の皆様事前に配付させていただき、取りまとめに反映していただいております。

本日、午前中に開催いたしました第5回では、こうした年始以降の状況を報告の上、若者支援部会のこれまでの検討のまとめとしての意見交換を行い、「子供・若者計画」の改定に向けた中間（案）をまとめたところでございます。

審議経過の報告については以上でございます。

○副会長 どうもありがとうございました。5回という審議の流れを押さえていただいたんですが、私、実は東京都から委嘱を受けて、かつてひきこもりのご家族を研究調査したことがございます。そのときに非常に痛感したのは、ひきこもりという現象の背後にある問題は実に複雑だということでした。

例えば、いじめの問題、発達障害の問題、就労不安の問題、あるいは不登校の問題、また家庭のご家族の中での精神疾患の問題、もうありとあらゆることがこの現象と関連づけられて語られていたという経験がございます。

つまり、表層の一部のところだけを見ても問題の解決にならない。「重層的支援」という言葉がよく使われますが、いろいろな部署が協力し合いながらお互いの力を結集して問題に当たっていかないと、現代の若者問題は解決しにくいという、そういう特徴があるかと思えます。

また、言うまでもないんですけど、若者も一枚岩じゃない。最近はLGBTの問題や外国のルーツを持つ子供たちの問題、さまざまございます。まさにダイバーシティというのは若者の世界で、どんどん拡大していつている。これに見合うような支援となりますと、ここでも非常に総合的な視点が要求されるということで、審議の過程でも、こういう重層的、総合的支援を意識して、今までの施策を見直しながら、また、区市町村レベルでも実際に実践されていることをお聞きしながら、そしてまた、内閣府等で行われた若者調査の声なども読みながら検討を加えていったという次第でございます。ぜひ、こうした視点があることをご理解いただければうれしく思う次第です。

それでは、次に「東京都子供・若者計画」の中間（案）についてご報告をしておきたいと思えます。お手元に資料がございますかと思えます。資料2、中間まとめの概要というほう、それから資料3、「東京都子供・若者計画」中間のまとめの本体、それぞれあるかと思えます。

ご確認いただければというふうに思います。

この二つをごらんいただいて、そのポイントをこれからご報告させていただきたいというふうに思う次第です。

それでは、まず、東京都子供・若者計画（第二期）中間のまとめ（案）に関してのポイントをご報告いたします。まず、1章から見ていただきたいと思います。本文の1ページ目をごらんください。

1の計画策定の趣旨についてです。今までの前回につくられたものと趣旨としては大きな変更はございませんが、昨今の社会情勢や子供・若者の状況を反映して、困難を有する子供・若者が、さまざまな問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況になっているといった表現を取り入れました。ちょっと抽象的になっておりますが、今、この前にお話ししたことと重ねてご理解いただくとおわかりいただきやすいかなと思っております。

また、2の計画の位置付けですが、子ども・若者育成支援推進法、これは国の推進法がございますが、に基づく計画であると同時に、都が昨年12月に策定しました『未来の東京』戦略ビジョン』を推進する計画として位置づけるということをしております。ですので、ネーションなテーマとローカルなテーマを重ねながら計画をつくっていったら、東京の独自性についても目を向けているということがございます。

3ページ目をごらんください。3の計画の対象ですが、国が定めております「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案しまして、乳幼児期から青年期までの青少年を一応目途として、施策によっては40歳未満までのポスト青年期も対象とすると記述させていただいております。

かつてほど、発達というものだけで理解できない個人の事情が大きくなっておりますので、年齢だけで一義的に対象を決定するということではございません。それぞれの個の状況や困難の度合いに応じて対象を設定して支援していくという姿勢を示させていただいておりますが、同時に、やはり青年期に特有の問題や、その時解決しないと後々まで残る問題というものもございます。一般に「レディネス」という言葉を使って準備態と呼びますが、準備状況にあることを解決していかないことがライフコースに影響を与えるものもございますので、やはりそこでは年齢に応じてきちんとした対処をしていくという考え方を示しております。

次いで、計画期間をごらんください。4ページになります。ご存じのように、5年間を目途としておりまして、令和2年度から6年までの期間にこの計画を推進していくということ

になります。

このことは、もう少し別な言い方をしますと、また総括を行って、5年後には再度改定していくという、こういうスタイルになっております。これは、言うまでもないことですが、若者の問題は時代の変化と直結しているんですね。ですから、いわゆる中高年の問題のようなふうにはいかない、時事的な問題をたくさん含んでいますので、このような目標を設定して、できるだけ現実の当事者の困難にあうように考えていこうということになっております。

4 ページ目をご覧ください。計画の理念に当たるところが、第2章の1というふうに書いてございます。ここには、社会的自立を果たした青少年の姿について、「社会の多くの人と関わり合い、自分の意思を持って目標を達成でき、よりよい社会を形成していける青年」というふうに、できるだけ具体的でわかりやすく記述しました。

これは、「自立」という言葉が現在の若い人たちにとって非常に重たい部分も持っておりますので、より社会参加できる、対人関係を円滑に進められるというニュアンスを強めております。

基本方針のⅠからⅢについても、こういった精神に基づいて前回と同様に記述させていただいております。詳細については後段でまたご説明いたします。

続いて5 ページ目をご覧ください。3の推進施策の視点について、これまでに行った若者支援部会での委員の皆様方のご意見、また、その後の事務局にお寄せいただいたご意見がしっかりと反映できるよう、文案を調整させていただいております。

視点1では、まず、ダイバーシティの観点、先ほどもご指摘しました「違いを認め合いながら支え合い、社会を形づくっていく」といった表現を書き加えております。

また、これは部会でも多くの場面で委員の皆様から出されたご意見ですが、支援に当たって、子供・若者の意見を尊重する観点と、子供・若者の自立を促す観点、この二つが表現できるように、つまり、一方だけではないということですね。両方の側面が示せるように、「支援に当たっては能動性を引き出すため、当事者である子供・若者の目線に立って意見を聞き、支援に反映させていく姿勢が重要」との記載を書き加えております。

概して、守り育てていくということの重要性も言われますが、同時に、みずから切り開いていくということも求めたいということでございます。

視点2は、子供・若者の状況に応じて支援する視点を示しております。発達段階に応じた支援が重要であるという考え方は前回計画にも入っていたんですけども、部会では、たく

さんの意見の中で、切れ目のない支援というキーワードが重要だということでこれを入れております。これは、先ほどもお話ししましたように、もちろん発達のプロセスはあるんですが、個々人においてさまざまな条件の違いがあり、課題の違いがありますので、これに応じるという側面も非常に重要ですし、また、この支援で終わりだというふうなのではなくて、継続的に絶えず相手のコンディションを見ながら支援をつなげていくと、こういう考え方になっております。

また、本人にとって困難が重なっていくというご意見も非常にあったものですから、子供・若者のその時々状況に応じて長期的な視野に立って「行きつ戻りつの支援」といった仕方をとっていくと記載を加えております。これは、一方的にこのことだけで支援というのではなくて、その人の選ぶことに行ったり戻ったりしながら、例えば就学したいなというときは就学、就労したいなというときは就労というような、行ったり来たりその選択ができるような方法を模索していこうということです。

さらには、これも部会で多くの意見が出されたんですが、子供・若者の困難や課題の背景には家庭の抱える問題が影響している場合があることや、支える家族がともに困難に陥ってしまう場合があることも非常に多くのご意見が出ました。当事者は若者本人ですが、それに関連する家族のありようも非常に深刻だというふうに理解しております。そこで、家族を含めた支援の重要性を書き加えております。単に当事者を若者に限定しないという形でございます。

6 ページの視点3は、社会全体で重層的に取り組む視点に関してです。部会の議論では、東京の状況を見ていると、この5年間で相談窓口や支援機関はさまざまな分野でかなり充実してきたということが見てとれます。次はどのように支援機関同士がつながり合って、連携して課題の解決に貢献していくかという段階に来ているのではないかというご意見が多かったです。

そこで、第31期の後期の青少年問題協議会のキーワードとして出てまいりました「スクラム連携」ですね。いろんな組織が肩を組んで一つの課題の克服に当たると、こういう言葉を加えさせていただいて、重層的で密接な連携の重要性を表現しました。

また、社会全体で子供・若者の成長を見守っていくことの重要性を強調しております。

これらの各施策を進めていく上で共通する重要な視点で、我々としても改めてこういった点を認識していく、この3点が挙げられている点を認識するとともに、この計画を見て、子供・

若者への支援を行っていくさまざまな立場の方々に、こうした視点を念頭に置いていただいでさまざまな実践をしていただければなど期待しているところです。

次いで8ページをごらんください。一人ひとりの状況に応じた支援の必要性です。先ほどもお話ししましたように、乳幼児期、学童期、思春期、青年期といった発達段階ごとの特徴を確認のためにお示ししております。発達段階ごとの特徴を踏まえた対応はもちろん必要なことでありますとともに、視点でも紹介いたしましたように、能動性を引き出す、意見を尊重する、個人の状況に応じ一人ひとりに適した支援をするということの重要性を記載するよういたしました。

次いで9ページをごらんください。子供・若者の成長に関わる家庭・学校・地域・社会の役割と連携についてです。部会の中でも議論に上がりましたが、現在は家庭や学校が子供の問題を丸抱えして全て解決していくということは難しくなっている時代ではないかという認識が示されております。

そこで、10ページの(5)にありますけれども、さまざまな機関が連携体制を構築して、また、地域社会もそこに参加しながら社会全体で子供や若者を見守っていき、課題の解決に援助していくという体制をつくる必要があるというふうに記載しております。

13ページからは、こうした取り組みの視点を踏まえまして、基本方針ごとの具体的取り組みを示させていただいております。

基本方針Ⅰです。こちらについては、事項としての変更はございませんが、14ページのところの、最後4ですかね。「健やかな心と体をつくる」というところでは、ご存じのように、今年行われますオリンピック・パラリンピック(=その後延期決定)教育の取組を大会終了後もレガシーとして発展させていくなど、現在の東京都の状況に応じた内容への改定を行っております。

また、基本方針Ⅱが35ページ、ちょっと先になりますが、35ページから書かれています。部会でも、困難な課題に関してさまざまなご意見が出ました。支援を進めるに当たり留意すべき点として、施策推進の視点で盛り込んでいる内容を改めて総論部分でもう一度確認する形をとっております。

また、37ページ以降の1、困難な状況ごとの取組では、例えば39ページをごらんいただくと、障害のある子供・若者への支援というような項が立っていて、ソーシャルインクルージョンの考え方について記載させていただいております。

また、42 ページの、先ほど冒頭でご紹介しましたひきこもりに関わる支援では、東京都ひきこもりに係る支援協議会について具体的なことを書かせていただいたり、また、43 ページの非行・犯罪に陥った子供・若者への支援では、最近では再犯が問題になっておりますので、「東京都再犯防止推進計画」について記載したりしております。

また、45 ページには、新たに子供の貧困という項を挙げさせていただきました。貧困の問題の全てを取り扱うことは困難かと思いますが、子供の生活に関わる貧困の課題について、ここに記載させていただいております。

さらに 49 ページでは、これも非常に近年、学校現場でも問題になっていることですが、性自認及び性的指向について困難を抱える若者への支援として、昨年、都が策定しました基本計画についての記載をしております。LGBTの問題は、単にその性自認だけの問題にとどまらず、多様な人の生き方の問題ですので、ここをきちっと押さえる形の書き方をさせていただいております。

また、69 ページをごらんください。大分飛ぶのでごめんなさい、施策一覧が挟まりますので、後で具体的な施策はまた見ていただければと思いますが、69 ページに進みますと、2 の項で被害防止と保護という項目がございます。ここでは、項目としての変更は挙げておりませんが、昨年 4 月から施行した「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を踏まえた取り組みなどを、それぞれ現在の状況に応じた内容に改定しております。

私、内閣府の仕事もさせていただいていますが、こういう虐待のことがその後の生活、その時点だけにとどまらない生活にも影響を与えていくというようなことがございますので、こういった問題についても書かせていただいております。

また、基本方針Ⅲということで、79 ページからですかね。79 ページからが方針Ⅲになっております。細かくはごらんいただきたいんですが、86 ページのところをお開きください。これは、今までの項目名を一部変えまして、「学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成」に変更させていただいております。

記載事項としましては、2 の放課後の居場所づくりに関する取り組み、3 の地域における多様な活動の展開など、現在の状況に応じた内容としております。部会の中ではさらにいろんな具体的な学童保育の問題ですとか、幾つも取り上げて検討を加えました。

また、3 の子供・若者の育成環境の整備では、これは 91 ページ、ちょっと先になりますが、91 ページをごらんいただきますと、新たに若者自立支援の総合的な展開というものを記載さ

せていただいております。

これは、前期の31期のこの協議会で、生きづらさを抱える若者の社会的自立に向けた支援についての意見具申を行わせていただきました。その議論の中でも、困難を抱える若者への相談支援として、東京都若者総合相談センター「若ナビα」をどのように活用していくのかということが議論の中心となってまいりました。もちろん、個別な当事者の方の相談もあるんですが、この若ナビαを通して、さまざまな機関の連携や、各行政の部署の相互関係についての理解などが進むといいなと思っておりまして、こういった側面についても目を向けられるように、また、これは区市町村の方も読まれますので、見ていただけるように考えさせていただきました。

そういう意味で、どのように連携を進めていくかということが、この部会の議論でも非常に中心的に取り上げられておりましたので、その部分も記載させていただいております。

特には、都の具体的な取り組みとしまして、地域における支援者に対する支援をすることや、東京都子供・若者支援協議会と若ナビαを中心とした関係機関、NPOを含めた民間団体相互の情報共有やネットワークづくりの促進などについての記載を増やしているということになっております。

こういうことの記述の裏側には、いろいろな機関とつないでくれる地域の住民の方、専門家でない方でもブリッジしてくれる方なんかが登場していただきたいという気持ちもあらわれております。

そして、後段、最後のほうになります。推進体制の整備が95ページから書かれております。ごらんいただければと思います。

97ページのところに、子供・若者支援地域協議会、東京都にもこの青少年問題協議会とは別に実務を検討していただく国の設置要請のある支援協議会がございますが、その仕組みについても説明させていただきました。東京都としても区市町村に協議会を設置していただきたいという趣旨で、内閣府のガイドラインを紹介するパートになっておりまして、前回は項番を付していたのですが、改定案では項番を付すことはやめておりますけれども、記載としてはむしろ充実させるというやり方をとらせていただいております。できるだけ設置していただきたいということがあるということです。

もう一度95ページをごらんいただきたいと思います。1に都における計画の推進体制という項がございます。ここには東京都青少年問題協議会、東京都青少年健全育成審議会、東

京都子供・若者支援協議会のそれぞれについて、設置の趣旨や審議内容等を追記して、それぞれが果たす役割の明確化をしております。

我々は青少協の立場からなんですけれども、この三つが相互に役割分担をして、そして青少年の問題に対処していくという考え方になるかと思えます。

96 ページには、先ほど言いました子供・若者支援協議会、次々期、第3期の子供・若者計画をよりよいものとしていくための仕組みとしての次期計画の中間年を目途に、計画に掲載された各施策の進捗状況をもとにした見直しを行う上での課題整理等を行うべきだという、そういう評価とアセスメントの姿勢というものを書かせていただいております。

また、先ほど申しましたが、区市町村、民間団体との連携において、若ナビαが地域における支援団体相互の連携促進、あるいは人材育成にも貢献して欲しいという旨を記載しております。

大変長い説明で申しわけございませんでしたが、大部にわたる中間のまとめでございまして、本当に一部をポイントとしてご紹介させていただきました。これでポイントの説明を終わることにいたしたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、足早ではございましたが、中間（案）のご報告をいたしましたので、次に意見交換という形に移りたいと思えます。

本日、拡大専門部会という形で多くの委員の皆様にご出席いただいております。本来ですと皆様からお一人お一人、ご意見を頂戴したいところなんですけれども、時間の都合もございまして、まずは、都民の皆様のご代表であります都議会議員の委員の方々からご意見を頂戴したいというふうに思っております。名簿の順番に従って行いたいと思えます。

まず、内山委員からよろしくお願ひいたします。

○内山委員 改めまして、都議会議員の内山です。よろしくお願ひいたします。

まずは、10月の総会から5回の専門部会にわたりまして、この中間（案）を取りまとめいただきまして、ありがとうございました。心から感謝を申し上げたいと思えます。

そういった中で、先ほど古賀副会長から改定のポイントというものがあまして、私は、ひとえに子供・若者の視点に立った改定がされてきたなというのをすごくうれしく思っております。前回の計画を見させていただきますと、前回のものもかなり詳細には書かれていますが、どうしても大人から見てこうあってほしいという子供像、若者像というものが、どちらかというと前面に立っていたような印象があったわけですが、そういった意味では、子

供・若者の視点に立って、かつ子供・若者個人の問題ではなくて、その環境、家族も含めた支援と、社会全体のというところが、より強調された中間のまとめということで大変心強く思っているところがございます。

子供・若者支援ということで考えれば、やはり我々、大人はこれからの本当に先の見えない社会の中で、子供たちが生きる力をどう育てていくのか、ここがもう大きなポイントになってくるかと思えます。

そういった中で、大きく分けて言えば二通りあると思っていて、一つは、幼児期から小学校、中学校、高校と順を追って育てていくことのできる子供たちと、一方で、さまざまな困難を抱える、まさにセーフティネットと言えるような、こういう状況にある子供たちの支援をどうしていくか、大きく分ければこの二つになってくるのかなと思えます。

後半のセーフティネットを要する子供たちの案件というのは、やはり喫緊の課題ということでございまして、この資料3のところでも、35 ページから後半はほとんどそういった内容にボリュームある内容となっているかと思えます。

そういった中で、やはり先ほど古賀副会長もおっしゃっていただいたように、一つ一つの課題というのは、本当に細かくあるわけですが、その要因も細かくあるわけですが、しかし、例えばいじめの起こり得る要因が、一方で不登校や中途退学の要因になっているということもあるわけです。ですので、これがあるからこうなったというわけではなくて、この要因は、ときにはいじめにもなるし、不登校にもなるし、ひきこもりにもなれば、ここに書いてあるもの全てですね、どこに帰着していくかわからないという、こういう問題をはらんでいるなと思えます。そういった意味で、なかなか難しいことではございますが、こういった多くの課題の根本をどうやって解決していくかということが重要なんだと思っております。

残念ながら、不登校に関しては、まだまだ東京都全体で見れば右肩上がりでございます、平成31年度当初では、中学校においては4%の出現率を超えるという状況も明らかになった中で、根本的にどうやってこういった課題を解決していくかというところが、さらに私たちも考えていかななくてはならないのかなというように思っております。

そういった中で、多岐にわたり過ぎていて、どこまでを記述して、どこまでを削いでいくかというのも、かなりご苦労された点ではないかなというふうに思うわけですが、私からは2点、気になる点というか、ありましたので、そこをお話をさせていただければと思えます。

69 ページの児童虐待防止というところにおいて、現状と課題の4 ポツ目ですね。虐待をする親たちの背景というところで、さまざまところが書いてあるわけですが、昨今ではメンタルヘルスの問題を抱える親御さんの虐待というのがかなり大きな課題として児童虐待ネットワークさんのほうでも、毎年のようにフォーラムを組んでいるような状態があります。もちろん、児童虐待だけではなくて、メンタルヘルスの問題を抱える親御さんが、それが全て悪というわけではなくて、そういった問題に起因をして、ほかのことにも、当然、派生する可能性はあるとはいえ、この児童虐待に関しては、そういったところは今かなり関連性が見えてきておりますので、ここはご記入をいただいてもいいのかなというふうに感じました。

もう一点は、72 ページ目のところです。子供・若者の福祉を害する犯罪対策等というところで、児童ポルノというものがあります。これもどこに分類していいのかわからないぐらい、やはり私も悩むところなんです、児童ポルノと同様に、JKビジネスというのもハイティーンのとりわけ女の子たちの性的搾取というものにおいては、重要な課題かなというふうに思っています。この児童ポルノというところなのか、もしくは、そういったところに行きついてしまうお子さんたちの背景には虐待があったりすると考えれば 69 ページの児童虐待防止なのか、一時保護所の機能強化なのか、はたまた 73 ページの犯罪被害なのか、本当にそれこそ多岐にわたって悩ましいところではあるんですが、これも一つ子供たちを取り巻く環境の中で我々が守っていかなくてはならないポイントではないかなというふうに感じました。

とにもかくにも、本当に難しい問題は難しいですねでおさめてしまっただけではいけないわけでございまして、そういった中で、こういった中間まとめをまとめくださった古賀副会長を中心とした部会の皆様に心から敬意と感謝を申し上げまして、私のご意見とさせていただきたいと思えます。

○副会長 どうもありがとうございました。

では、続いてつじの委員、お願いします。

○つじの委員 ご紹介いただきました都議会議員のつじのと申します。

本日は、古賀副会長、丁寧な説明をいただきどうもありがとうございました。また、前回の総会から5回にわたる専門部会でいろいろなご意見を賜り、委員の先生方には大変感謝を申し上げます。

私のほうからは、ざっくりと意見を申し上げたいと思いますが、私自身は精神科医でございますけれども、非常に医療の現場に立って、東京の社会というものを私なりに危機感を持

って眺めていたところがあるのですけれども、非常にショッキングだったことがございまして、何かと言いますと、皆様もうご存じですが、昨年、1年間の子供の出生数が90万人を大きく割り込んで86万人台だったと。これはどうなるのだ、20年後、30年後に日本の社会保障の問題とかはどうなるんだということを思いましたし、一方で少子化が進んでいる中で、きょうご説明がありましたとおり、個々人のお子様、青年期、少年期の皆様ですね。若者が抱えている問題というか悩みというのも非常に多岐にわたると。なので、当たり前ですけど、そういった数、絶対数は少なくなるのだけれども、支えなくてはいけない問題の質というのでしょうか、それが非常に複雑になっていて、我々の存在意義といいたいまいしょうか、一生懸命、若い子供たちのために、若い方々のために頑張っていかななくてはならないなというふうに思いました。

あとは、繰り返しますが、私は精神科医なので、まずは当事者である若い方々が、皆様ご存じだと思うのですけれども、好発年齢という専門用語でしょうか、ありますが、いろんなところがナイーブで繊細で、いろいろ精神症状を発症する、そういう時期でもありますので、そういった視点がやっぱりあっていいのかなというふうにも思いました。

古賀副会長のほうからもコメントが少しありましたけれども、発達の問題ですね。そういったものも早期にあれば、支えてあげるというふうな、そういった視点というか体制があっただけいいかなというふうに思いました。

あと、一応、メンタルと言いますと、精神科から見ますと、先ほど内山委員のほうからも指摘がありましたけれども、お子様が悩んでいらっしゃると、非常に深刻な問題、困難というキーワードが今回があったと思いますけれども、中で、家庭環境がやはり従来のいわゆる幸福な家庭観というのでしょうか、そういったものが前提としてない状況があるというふうなこともあり、お父さん、お母さんも例えば症状で悩んだりとか、ご自身、お父さん、お母さんが深い悩みを抱えているというふうな状況も重ね重ね支えて理解していかななくてはならないのだけれども、子供さんを、若者を支えていくということで、繰り返しますが、ご指摘が今回ありましたように、重層的な、そういった取り組みが必要かなというふうに思いました。

あと、最後に、すみません、最後の前にもう一点。連携というキーワードがあったと思いますけれども、スクラムを組むと。そういった中で、老婆心ながらですけれども、私のほうで強調したいのは、いろいろ連携する、そのシステムがあったと思いますけれども、私は医

師ということで、医療機関と、先ほどの若者のそういうことでありましたけれども、そういった連携もスムーズに行くような体制が整えられればというふうに思いました。

最後に、私が議員になりましてというか、前後というか、ずっと以前から、自己肯定感というキーワードを非常に私自身がテーマにしているわけですがけれども、先ほどの説明でもありました、自分の人生を自分の手で勇気を持って切り開いていくと、たくましいというか、若者が成長して社会に出て活躍できますように、私たちの立場で見守って支えて、あと促しですよね、おっしゃっていた。自立を促すような、そういったことが実現できればというふうに思いました。

以上でございます。

○副会長 どうもありがとうございました。

それでは、原委員、お願いいたします。

○原委員 都議会議員の原です。きょうはありがとうございます。

きょう、一緒に委員を務めています同じ会派の米倉都議が、どうしてもちょっと出席できなくて、米倉都議の意見も含めて、私のほうから意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、部会長を初め、部会の委員の皆様にご心から感謝を申し上げたいと思います。タイトなスケジュールの中で時間を超えて真剣な議論をされているということを議事録から読み取らせていただきました。本当にありがとうございます。大事な意見が交わされていて、とても学ぶことがたくさんありました。

さらに、もっとよく読んで活かしていかなければいけないなと思っていますが、学んだ点から、皆様の議論から学んだ点をちょっと最初に三つお話ししたいと思います。

一つは、キーワードとなっていると感じたのが居場所の問題でした。誰もが安心して自分でいられる居場所が必要であるということを、皆さんがいろいろ議論をされているというふうに思いました。

仮面をかぶらず、演じなくてよい居場所が必要という委員の方の言葉もありましたけれども、そういう居場所が特定の人にだけ必要なのではなくて、誰もが成長していく上で重要なんだということを学ばせていただきました。

ですから、不登校やひきこもりの方だけに限らず、例えば障害を持っている人とか、また、学校に行っているお子さんとかも含めて、そういう安心していられる場所というのが必要なんだということを、とても学びました。

それで、この中間のまとめでいくと 88 ページのところに、居場所のいろんな事業が書かれていて、放課後の居場所づくりというところだけでもたくさんいろいろな子供食堂も含めいろいろあるということで、その中の一番下に、若年被害女性等支援モデル事業、こういうものもここに記述をしながら、安全で安心できる場所をつくっていくということがよくわかる内容になっているということが、一つ学んだ点です。

それから、二つ目は、就労についての考え方がとても深く議論をされていると感じました。ひきこもりの方で言えば、ひきこもりから脱出するイコール就労せねばならないという、そういう画一的な考え方ではない支援の大事さを議論されているというふうに思いました。就労だけをゴールにした支援ではなくて、伴走型の支援、言ってみれば生きていていいんだという、そういう支援が重要だということを皆さんの議論から学びました。

私、今思っているのは、障害者の人は、特別支援学校を卒業するときどこに仕事を求めるか、就労するかということが必ずテーマになるわけですがけれども、でも、障害を持っている方でも、就労だけじゃなくて、今いろんな知的障害の人たちが学ぶ場を提供していたり、生活訓練事業所で2年間で学ぶような、そういうことをやっていたりもするので、そういうことも含めて、いろんな進路選択ができるというか、そういうことも必要なのではないかということもあわせて感じました。

それから、三つ目には、とてもいろんな言葉をどういうふうにするかということにかなり議論をされているというふうに思いました。例えば、自己責任論に陥らないように表現を注意しようとか、そういうことも検討されているということで、非常に学ぶことがたくさんありました。

中間まとめでは、先ほどもご説明にあったとおり、性自認及び性的指向にかかわり人権尊重条例も踏まえているということや、困難を抱える子供や家族への支援について、子供・若者が権利の主体であるということがきちんと位置づけられていることや、そして、私はとても、これ大事だと思ったのが、行きつ戻りつの支援を行う大事さが明記されたこと、これは本当に重要だと受けとめました。

この後、パブコメなどを踏まえながら、さらに子供たちの意見表明権をしっかりと保証していく、そういうことでこの計画が進んでいくようにまとめられることを期待したいと思います。

終わりに、二つ要望をしたいと思うんですけれども、もしお答えがあればうれしいなと思

うんですが、一つは、今回の部会に来ていただいて事例発表などをしていただいていますよね。そういう事例発表の内容なども、最後に全体をまとめるときには反映されるように何らかの形でしていくのが必要かなというふうに感じているんですが、そういう予定はどういうふうになっているのか。していただきたいなということが一つと、あとは、パブリックコメントを一般的にお願いするだけではなくて、子供や若者も含めて、より意見を聞けるような、そういう工夫などは考えていくことが大事かなと思いますので、要望したいと思います。

以上です。

○副会長 どうもありがとうございました。今の点は後でまたちょっと触れます。実は準備しているものもちょっとありますので。

それでは、続いて西沢委員、よろしくお願いします。

○西沢委員 都議会議員の西沢でございます。本日は本当にありがとうございます。

私からも、さまざまこれまで皆さん、ご議論をいただいていたということで、心から敬意を表するものでございます。

議論の中で重なることもあろうかと思いますが、私のほうからも同じようなことがあるかもしれませんが、意見でございます。

まず最初に、子供・若者の定義でございますけれども、これは推進大綱にも書かれていることをそのまま引っ張ってきて、40歳までというようなことですが、3ページのところに書いていますけれども、施策によっては40歳未満までのポスト青年期も対象としますということでございますが、これだけ、裏を返せば40歳以上のは対象外だよというようなふうに読めるということになろうかと思います。さまざまあろうかと思いますが、副会長も造詣の深いひきこもり対策については、昨今、40歳を超えて引き続いてこの施策が必要な分野もあろうかと思いますが、そうしたことから東京都も組織替えを行ったということがございますから、国のほうで定めたものに関して、東京都、例えばそのまま引っ張ってくるのではなくて、さらに施策によっては柔軟に対応するみたいなことがあってもいいのかなというように思います。ひきこもりなんかはまさにそうです。教育分野については、年齢を区切らなければいっまでもということはあるかと思いますが、施策によっては、やはり柔軟な対応が必要かなというふうな印象を受けました。

また、教育分野にかかわりますけれども、区市町村との連携は必要になります、子供の貧困の問題などについても、これまでもさまざまな調査があろうかと思いますが、調査につい

てばらつきがあったり、自治体によっての特性もありますから、抽出での調査だけではなく、悉皆調査をやっていくべきなんじゃないかなというふうに思ったりもしますから、そういった分野のめり張りをつけられるようなところがあってもいいのかなというように感じました。

それから、大分ご議論で練られたこの計画そのものの理念であったり、計画の趣旨、位置づけについてでありますけれども、この中、全般で言うと、未来の東京戦略ビジョンを推進するというような位置づけになっているというようにございまして。この未来の東京戦略ビジョンについては、昨年末に定められたもので、言ってみればちょっとざっくりとしたビジョンになっていると私は思うんですね。例えば財源であったり、具体的な施策であったり、数値目標というものが当然あるわけではなくて、今後、これは別の局のほうから実施計画がつくられていくということになろうと思いますので、そこに合わせていくと、言ってみれば、この東京都子供・若者計画が東京都の教育ビジョンであったり、支援総合計画であったり、ひとり親家庭自立支援計画と整合したものになりますから、この子供・若者計画そのものが検証できるような目標を掲げたりとか、施策をしっかり結びつけるようなことがあっていいんじゃないかなというふうに思いました。

施策とのリンクについては、いろいろと後ろのほうに東京都の施策、事業とか実施主体を書きいただいておりますけれども、これがどういう位置づけになっているのかというのが、これは区市町村の、多分、担当の職員の方もこれを見るところなんですけれども、若ナビαとかはしっかり書いていますから、それがこの事業でやっていくよというのはわかりますけれども、どれがどれにリンクしていくのか、もしくは足りない部分は何なのか、区市町村はどこをどこでやって、東京都の役割は何なのかというところが、なかなか見えづらいんじゃないかなと思いますから、そういったところをもう少し精査してもいいのかなという印象を受けました。

以上でございます。

○副会長 どうもありがとうございます。

いろいろご意見が出ましたが、まずその前に、本日、ご欠席の都議会議員の委員の方からご意見をいただいているものを事務局から代読いただくほうを先にお願ひします。

○若年支援課長 大松委員から意見をいただいておりますので代読させていただきます。

都議会議員の大松あきらでございます。本日、都議会の常任委員会の出席ため、意見を提出させていただきます。

まず、古賀部会長を初め、専門部会の委員の皆様には、限られた時間の中でしっかりとご議論、ご検討をいただいた上で改定子供・若者計画の中間のまとめを行っていただきありがとうございます。特に困難を有する子供・若者の現状と課題、そしてあるべき支援の方向性についてご議論いただいたことに感謝申し上げます。

この中間のまとめについて、意見を申し上げます。

まず、改定のポイントである施策推進の視点についてです。視点1、一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重する視点では、支援に当たって子供・若者自身の能動性を引き出すために当事者である子供・若者の目線に立って意見を聞き、支援に反映させていくことが重要である旨の記載が追加されております。これは、日ごろから困難を抱える子供・若者一人ひとりの声を聞き、その成長を願い見守ってこられた委員の方々の思いが凝縮した言葉であり、また、私も含め、我が党の議員が地域の方のお話を伺う中で感じていることでもあります。子供・若者支援の一層の推進に向け、現場の声を踏まえた一歩踏み込んだ記載が盛り込まれていることを大いに評価いたします。

また、視点3、子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視点では、支援機関の連携促進が強調されております。私は、検討のスタートに当たり、身近な地域での取り組みの重要性について指摘いたしました。これに応え、基本方針Ⅲでは、若者の自立支援の総合的展開として、我が党の提案により充実が図られている若ナビαにより、地域の支援者に対するノウハウの提供や助言を実施していることなどが新たに盛り込まれました。若ナビαと東京都子供・若者支援協議会による地域における支援ネットワークづくり、連携の促進に大いに期待いたします。

さらに、我が党の要望に応え、若ナビαでのSNS相談の開始も盛り込まれております。SNSの活用により、より多くの若者を適切な支援につなげていっていただきたいと思います。

最後になりますが、子供・若者の育成支援は、教育、福祉、保健、医療、就労など幅広い分野で協力していくことが欠かせません。この中間のまとめでは、国の機関、また、都庁各局の連携により、施策の充実が図れております。子供・若者施策のさらなる推進に向け、引き続きしっかりと連携して取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

以上でございます。

○副会長 どうもありがとうございました。大変貴重な意見を各委員の皆様からいただきました。

てありがとうございました。

ご指摘いただいているいろいろな点、心に残るところがたくさんございました。例えば、虐待の親御さんのメンタルヘルスのこと、あるいはまた、スクラム連携における医療の関与のこと、あるいはまた、パブリックコメントの若者の部分の促進についてのこと、この後でもまたやれることを検討してまいりますし、また、先ほどご指摘がありました施策のリンクの問題、これもできるところを検討していきますが、現段階でのステップの踏めるところを踏んでいくということになるかと思いますので、ぜひこちらにご一任いただきよろしく願います。

都議会議員の皆様からは、今、ご意見をいただいたんですが、そのほかに若者支援部会に参加されてこなかった委員の皆様でご意見のある方がいらっしゃれば、この拡大の中で初めてという方、ご意見のある方がいらっしゃれば出していただければと思いますが、いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

長友委員、どうぞ。

- 長友委員 各論では、貧困問題が、やはり相対的貧困という言葉はちょっとくせ者だなと思うんですね。絶対的貧困は、高度成長前と比べればあり得ないという言い方もできるので。ただ、考えていくときにやっぱり所得を中心とした経済格差がこれからますます問題になってくると、やっぱり十分に各時代ごとにこの問題は分析していかないとという、そういう危機感を持っております。この貧困問題も一つのテーマとして大きく取り上げていただいていますけれども、今後やっぱり十分な分析が必要なんだなと。大変難しい問題だと思います。相対的貧困の意味というのは、それから、どこで境目を考えるのかというようなことも、なかなか簡単ではありませんから、だから子供の立場に立ってということが必要になってくるんだらうと、それが各論です。

総論では、こういう問題の討議によっていろんな支援策とか救援策が図られて、それが奏功すれば、まあ奏功すると思います、かなりの程度。子供たちにとって、それは大変朗報であるわけですが、考えてみれば、それはどういうことかと言うと、こういう議論の対象にしている子供たちが、ルールで言えば引き込み線から本線に戻るといふぐらいのことであって、そこから先の、余り問題のなかった子供たちと同様にまた将来を目指してどう歩んでいけるのかというところにつなげないと、そこで止まってしまつては、やはりまた、その停滞により、次の進路、一旦は戻してもというところが大変問題になってくるといつも思

います。

ですから、そういう意味では、こういう視点で捉えた子供・若者問題ではない、何という言葉を使ったらいいんですかね。健全というと余りいけないのかもしれないけど。通常の子供たちの進むべき進路といかにうまくつないで、その先のことを考えてやらないと、一旦やっぱり功を奏したものが、また、そこで難しい問題に直面するということもあり得るのかなということを考えます。それが総論的な話で、書かれていることに多くの異論があるわけではありません。

○副会長 どうもありがとうございました。

切れ目のない支援というような言葉をその中ではちょっと出ているんですが、なかなか言うはやすく行いがたいところはあるんですが、その部分をぜひ常に強調していくことが要るかと思います。

ほかにいかがでございましょうか。大丈夫でしょうか。

もしご意見がなければ、ここまでさまざまなご意見、大変貴重なご意見をいただきました。本当にありがとうございます。

ただいまいただきましたご意見を踏まえ、さらに先ほどもちょっとご紹介しましたパブリックコメントで都民の皆様、あるいは若者の方々の意見も募集させていただいて、それを踏まえて、最終的に答申（案）としていきたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

現在お手元にございます概要及び本文（案）について、中間まとめとしてご了承いただきたいと思います。もし修正等がある場合は、副会長であります私にご一任いただくということにさせていただいて、ご承認いただけるとありがたいんですが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

（異議なし）

○副会長 では、ご承認いただけたものと理解いたします。

ぜひ、この案文がいろんなところで活用されることを期待しております。

大変ありがとうございました。

それでは、今後の進め方等について改めて事務局からご説明を願います。

○若年支援課長 その前にちょっと、私、事務局のほうから1点の追加、補足説明をさせていただきます。

本文の第3章で各施策事項、それぞれ入れさせていただいてございますが、新規の事項については白い四角で表記してございまして、その旨、ご了解をいただければと存じます。

それから、今後の進め方でございますが、本日、ご承認いただきました東京都子供・若者計画（第二期）の中間のまとめにつきまして、パブリックコメントにより都民の皆様のご意見をいただき、必要な修正を加え、答申（案）を作成いたします。

そして、総会におきましてご承認をいただき、第32期青少年問題協議会として知事に答申をいただくこととなります。答申をいただきました後、計画を改定することとなります。

今後の手続については以上でございます。

○副会長 どうもありがとうございました。

こういった若者支援の案文は、実は現場の方々、たくさん読んでくださっているんですね、今、大変ありがたいことだと思っております。ですので、ぜひこの部分のPRといえますか、読んでいただいているいろいろな次の策に向かっていっていただく、実践していただけるように、また働きかけていきたいというのが委員の総意でございます。

そして、また、先ほどもちょっと出ましたけど、重層的な支援をするためには、多くの領域の方々がこれを理解していただかないとできないことが多いかと思っておりますので、そういった広報もぜひ事務局にお願いしたいところでございます。

本当にありがとうございます。それでは、これで答申（案）をまとめていきたいというふうに思います。また、皆様には、今後も引き続きご協力をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、本日の拡大専門部会、お忙しい中をご出席いただきましたこと、改めて御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございます。失礼いたします。

午後2時32分閉会